【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年９月17日
【届出者の氏名又は名称】	ディービー　ピラミッド　ホールディングス　エルエルシー （DB Pyramid Holdings, LLC）
【届出者の住所又は所在地】	アメリカ合衆国、フロリダ州、33487、ボカラトン、パーク・オブ・コマース・ドライブ750、スイート210 （750 Park of Commerce Drive, Suite 210, Boca Raton, Florida 33487, U.S.A）
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【代理人の氏名又は名称】	森・濱田松本法律事務所 弁護士　　紀平　貴之／同　　福田　剛／同　　伊藤　雄馬
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号丸の内パークビルディング
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号丸の内パークビルディング
【電話番号】	03-5220-1800
【事務連絡者氏名】	弁護士　　倉地　祐輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、ディービー　ピラミッド　ホールディングス　エルエルシーをいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、株式会社ＪＴＯＷＥＲをいいます。
（注３）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注４）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注５）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注６）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注７）　本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等の内容とは限りません。また、対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
（注８）　本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
（注９）　本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたもの

であり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

（注10） 公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（それらの関連会社を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14ｅ－５条(b)項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を自己又は顧客の勘定で取得する可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

１【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年８月15日に提出いたしました公開買付届出書（2024年９月６日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、公開買付者は、2024年８月８日付で外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されておりましたが、当該届出の受理後、2024年８月27日に、対象者の事業を所管する総務省から、また、同月28日に、同じく対象者の事業を所管する経済産業省から、法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡を受けました。そのため、公開買付者は、2024年９月５日付で上記届出を取り下げ、同日付で、外為法第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日受理されておりましたが、当該再度の届出の受理後、2024年９月13日に、対象者の事業を所管する総務省から、当該再度の届出に係る届出書の記載内容の一部変更を行うために、一度届出を取り下げるよう連絡を受けました。そのため、公開買付者は2024年９月13日付で当該再度の届出を取り下げ、同日付で、外為法第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への三度目の届出を行ったこと等に伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の８第１項及び第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

２【訂正事項】

第１　公開買付要項

６　株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

３【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第１【公開買付要項】

６【株券等の取得に関する許可等】

（２）【根拠法令】

（訂正前）

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）

公開買付者は、対象者株式の取得に関して、2024年８月８日付で、外為法第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日に受理されております。当該受理後、同月27日に、対象者の事業を所管する総務省から、また、同月28日に、同じく対象者の事業を所管する経済産業省から、法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡を受けました。そのため、公開買付者は、2024年９月５日付で上記届出を取り下げ、同日付で、外為法第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行いました。当該再度の外為法の届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が５ヶ月まで延長されることがあります。公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11　その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第１項第４号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、財務大臣及び事業所管大臣から、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止の勧告を受けずに待機期間が終了した場合には、公開買付者は、法第27条の８第２項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

（訂正後）

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）

公開買付者は、対象者株式の取得に関して、2024年８月８日付で、外為法第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日に受理されております。当該受理後、同月27日に、対象者の事業を所管する総務省から、また、同月28日に、同じく対象者の事業を所管する経済産業省から、法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡を受けました。そのため、公開買付者は、2024年９月５日付で上記届出を取り下げ、同日付で、外為法第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行いました。当該再度の外為法の届出の受理後、2024年９月13日に、対象者の事業を所管する総務省から、当該再度の届出に係る届出書の記載内容の一部変更を行うために、一度届出を取り下げるよう連絡を受けました。そのため、公開買付者は2024年９月13日付で上記再度の届出を取り下げ、同日付で、外為法第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への三度目の届出を行いました。当該三度目の外為法の届出の受理後、公開買付者が本公開買付けによる株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、かかる法定の待機期間中に対象者の事業を所管する経済産業省及び総務省の審査は完了し、本公開買付けによる株式取得が可能となる見込みであり、また、当該待機期間は法令に基づく手続に従い短縮される可能性があります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が５ヶ月まで延長されることがあります。公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11　その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第１項第４号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、財務大臣及び事業所管大臣から、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止の勧告を受けずに待機期間が終了した場合には、公開買付者は、法第27条の８第２項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。